

化管法

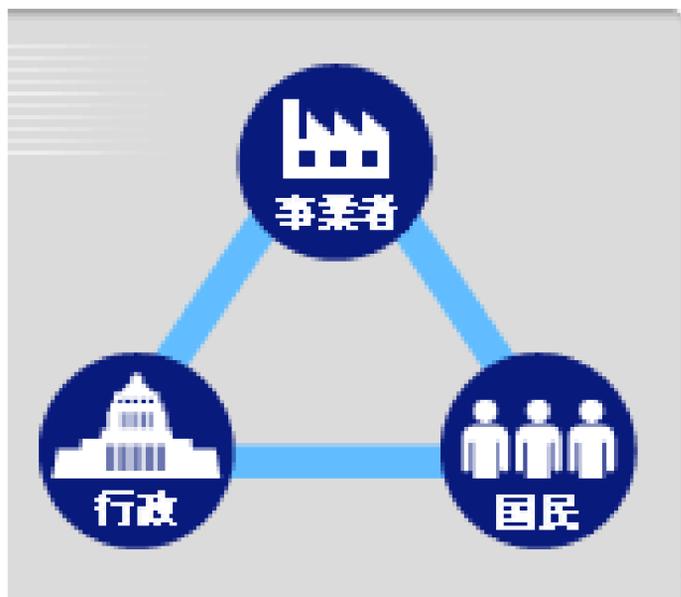
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした**法律**です。

PRTR制度



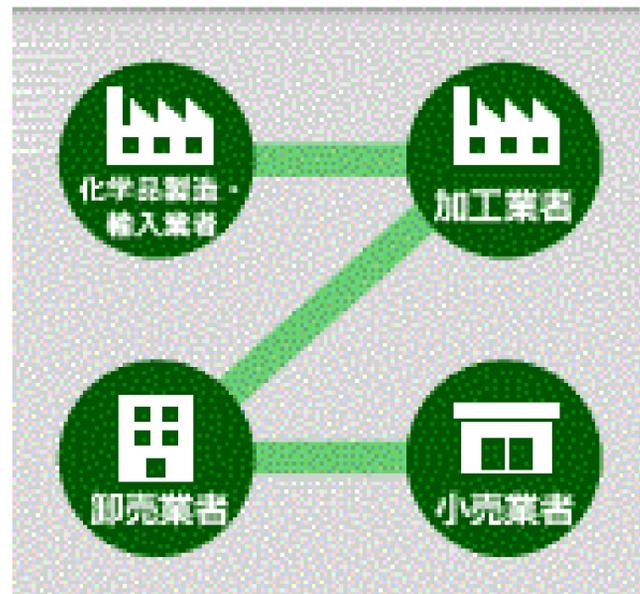
製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など
24業種が対象！

事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、国に届け出る義務があります。国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

業種を問わず
全事業者が対象！

事業者は、対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際に、その情報(SDS)を提供する義務があります。

SDS制度



詳細は、化管法HPをご覧ください

URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

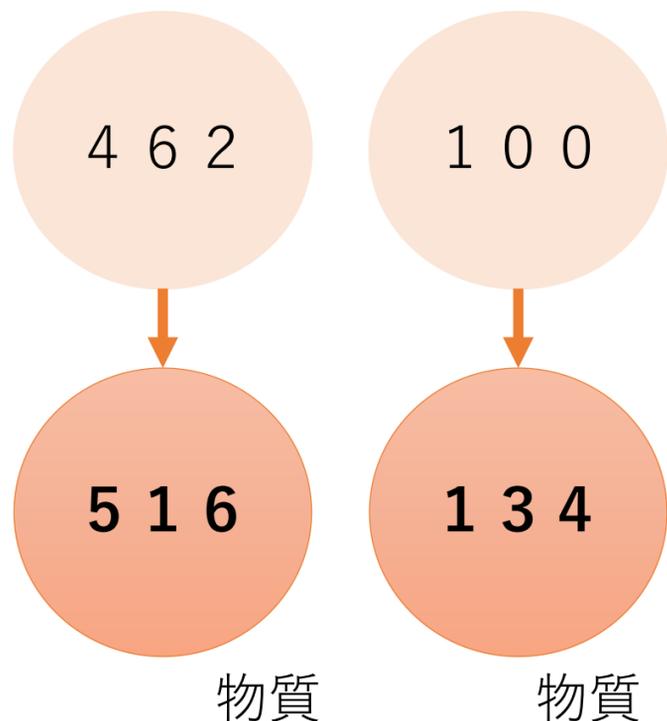
化管法の対象物質が変わります！

詳細は化学物質管理webセミナーでご確認ください。

対象物質数（予定）

第一種

第二種



物質

物質

広く利用されている化学物質も対象に含まれています。

令和2年度の化学物質審議会にて、対象物質選定方法が変更され、対象物質が見直されました。

<選定方法の変更のポイント>

1. ばく露指標を排出量に変更

届出排出・移動量、届出外排出量がある物質については、これらを活用。

2. 生態毒性観点の追加

生態毒性の観点からも特定第一種指定化学物質を選定。

化学物質管理webセミナー開催！

令和3年2月5日（金）～2月26日（金）まで、
webセミナーを開催します！

セミナー案内URL：https://www.nri.com/jp/service/mcs/koubo/chemical_substance_management_2020
(事前登録不要)

短い動画と詳細資料で、化管法の見直しのポイントやSDSの作成方法などが分かります。
詳細資料はダウンロードできます。